

## 令和5年度版男女共同参画白書に見る状況変化

鶴岡市男女共同参画推進懇談会参考資料

2023.11.22

## 11-1表 GGI、GIIの国際比較

○GGI（ジェンダー・ギャップ指数）は、スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が公表。0が完全不平等、1が完全平等を示しており、日本は146か国中116位。  
 ○GII（ジェンダー不平等指数）は、国連開発計画（UNDP）が作成。0が完全平等、1が完全不平等を示しており、日本は191か国中22位。

① GGI 令和4（2022）年  
（ジェンダー・ギャップ指数）

② GII 令和4（2022）年  
（ジェンダー不平等指数）

順位	国名	GGI値
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
9	アイルランド	0.804
10	ドイツ	0.801
11	リトアニア	0.799
12	コスタリカ	0.796
13	スイス	0.795
14	ベルギー	0.793
15	フランス	0.791
17	スペイン	0.788
21	オーストリア	0.781
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
26	ラトビア	0.771
27	米国	0.769
28	オランダ	0.767
29	ポルトガル	0.766
31	メキシコ	0.764
32	デンマーク	0.764
39	スロベニア	0.744
43	オーストラリア	0.738
46	ルクセンブルク	0.736
47	チリ	0.736
52	エストニア	0.733
60	イスラエル	0.727
63	イタリア	0.720
67	スロバキア	0.717
75	コロンビア	0.710
76	チェコ	0.710
77	ポーランド	0.709
88	ハンガリー	0.699
99	韓国	0.689
100	ギリシャ	0.689
116	日本	0.650
124	トルコ	0.639

順位	国名	GII値
1	デンマーク	0.013
2	ノルウェー	0.016
3	スイス	0.018
4	スウェーデン	0.023
5	オランダ	0.025
6	フィンランド	0.033
8	アイスランド	0.043
9	ルクセンブルク	0.044
10	ベルギー	0.048
12	オーストリア	0.053
13	イタリア	0.056
14	スペイン	0.057
15	韓国	0.067
15	ポルトガル	0.067
17	カナダ	0.069
18	スロベニア	0.071
19	オーストラリア	0.073
19	ドイツ	0.073
21	アイルランド	0.074
22	日本	0.083
22	イスラエル	0.083
22	フランス	0.083
25	ニュージーランド	0.088
27	英国	0.098
28	エストニア	0.100
30	リトアニア	0.105
31	ポーランド	0.109
32	ギリシャ	0.119
34	チェコ	0.120
40	ラトビア	0.151
44	米国	0.179
45	スロバキア	0.180
47	チリ	0.187
55	ハンガリー	0.221
60	コスタリカ	0.256
65	トルコ	0.272
75	メキシコ	0.309
102	コロンビア	0.424

### GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

以下の4分野からなり、男性に対する女性の割合を示す。

#### 【経済分野】

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・管理的職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

#### 【教育分野】

- ・識字率の男女比
- ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

#### 【健康分野】

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

#### 【政治分野】

- ・国会議員（下院）の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政政府の長の在任年数の男女比

### GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

#### 【リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）】

- ・妊産婦死亡率
- ・思春期出生率（15～19歳の女性1,000人当たりの出生数）

#### 【エンパワーメント】

- ・国会議員女性割合
- ・中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）

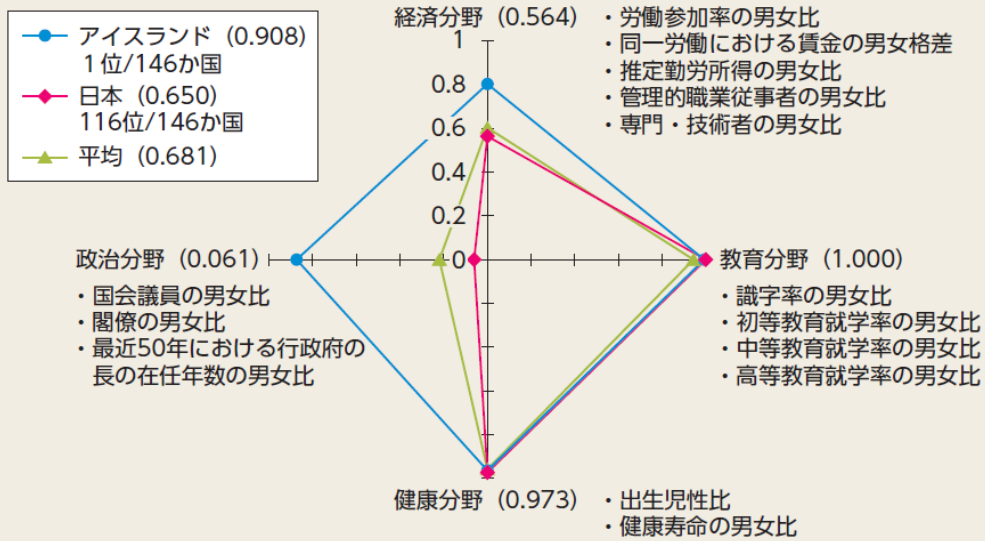
#### 【労働市場】

- ・労働参加率（男女別）

（備考）1. GGIは世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2022」、GIIは国連開発計画（UNDP）「人間開発報告書2021/22」より作成。

2. 測定可能な国数は、GGIは146か国、GIIは191か国。そのうち、上位5か国及びOECD加盟国（38か国）を抽出。

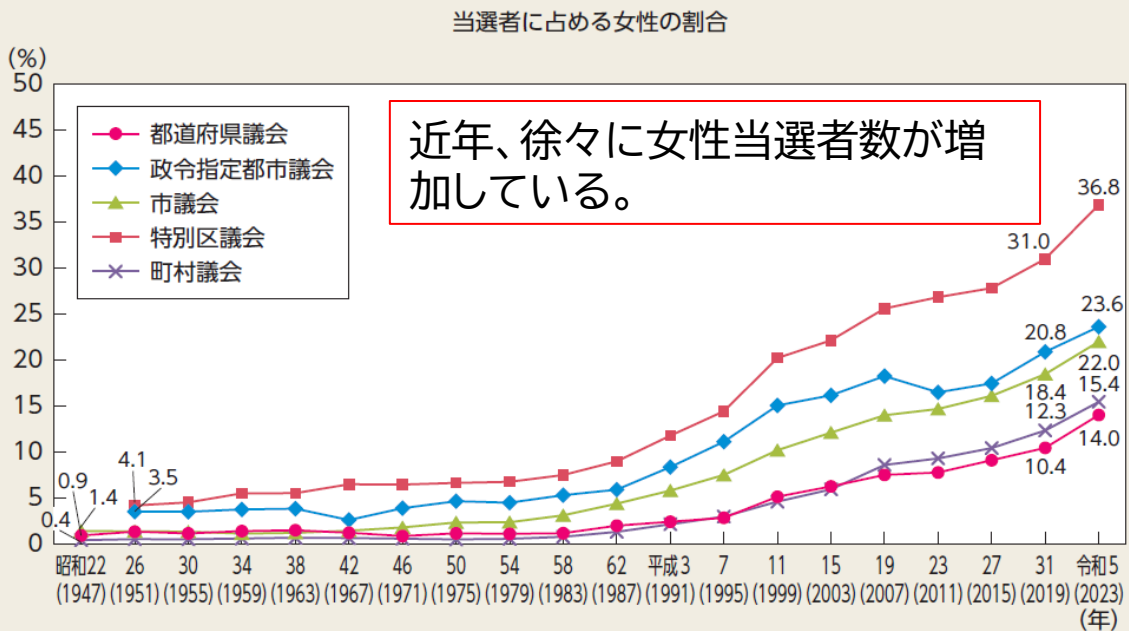
○日本は、「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低くなっている。



(備考) 世界経済フォーラム「Global Gender Gap Report 2022」より作成。  
 分野別の順位 (146か国中): 経済 (121位)、教育 (1位)、健康 (63位)、政治 (139位)

## 日本は政治分野への女性の参画が特に弱い。

1-3図 統一地方選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



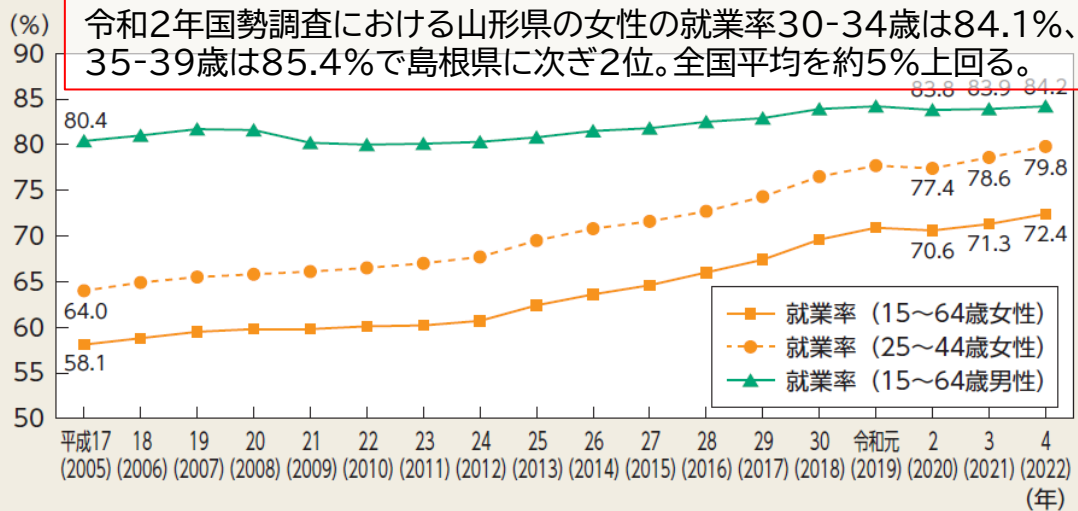
(備考) 1. 平成31 (2019) 年までは総務省「地方選挙結果調」、令和5 (2023) 年は総務省「統一地方選挙結果の概要 (速報)」(令和5 (2023) 年4月25日現在) より作成。

2. 昭和22 (1947) 年の「市議会」には、五大市議及び東京都特別区議の女性当選人数を含む。

※ 第5次男女共同参画基本計画において、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合を2025年までに35%とする目標を設定しているが、これは、政府が政党等への要請、「見える化」の推進、実態の調査や好事例の横展開及び環境の整備等に取り組むとともに、政党を始め、国会、地方公共団体、地方六団体等の様々な関係主体と連携することにより、全体として達成することが期待される目標数値であり、各団体の自発的行動を制約するものではなく、また各団体が自ら達成を目指す目標ではない。

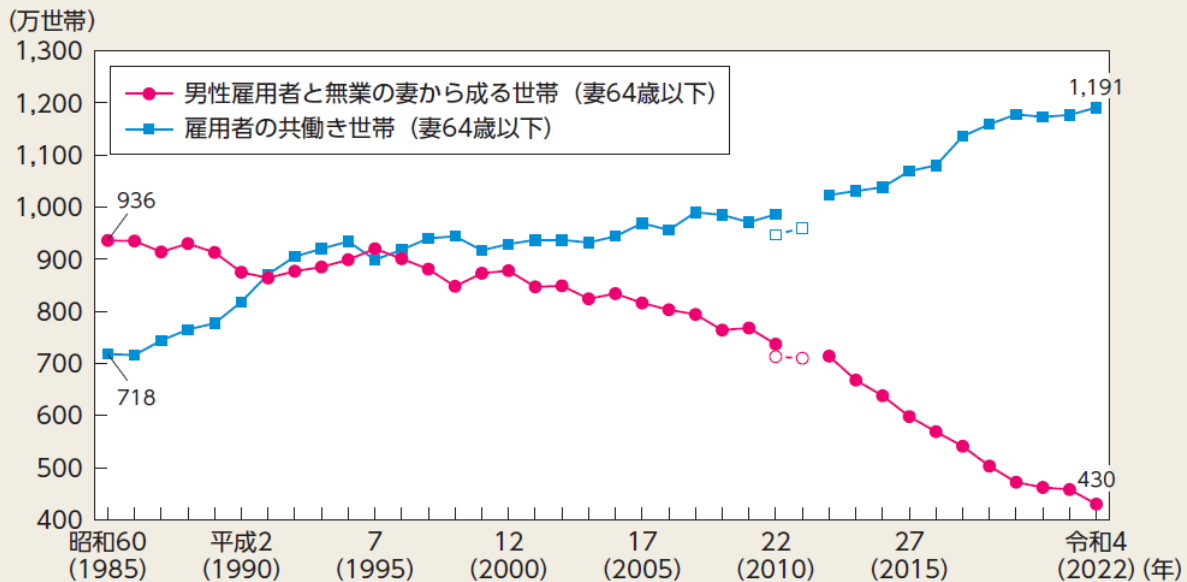
## 2-1図 女性就業率の推移

○就業率は、近年男女ともに上昇傾向。令和4（2022）年は、15～64歳の女性は72.4%、25～44歳の女性は79.8%、15～64歳の男性は84.2%。



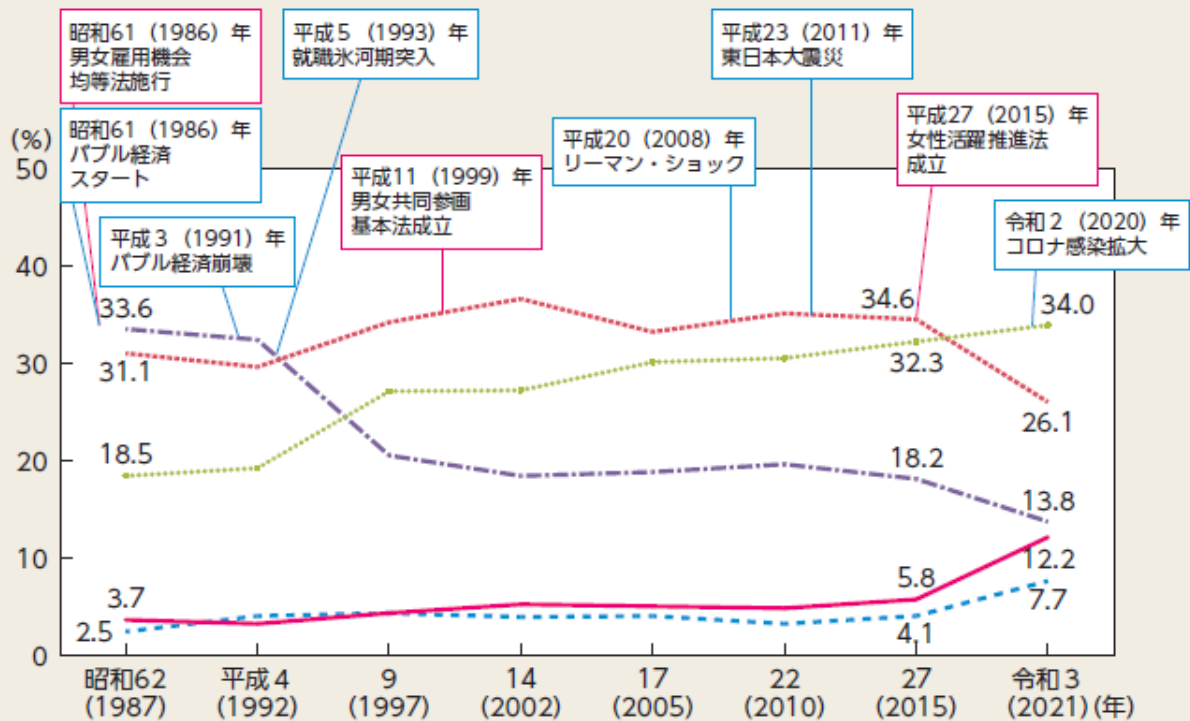
- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。なお、労働力調査では令和4（2022）年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、過去数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。
2. 平成23（2011）年の就業率は、総務省が補完的に推計した値。

## 共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（妻が64歳以下の世帯）

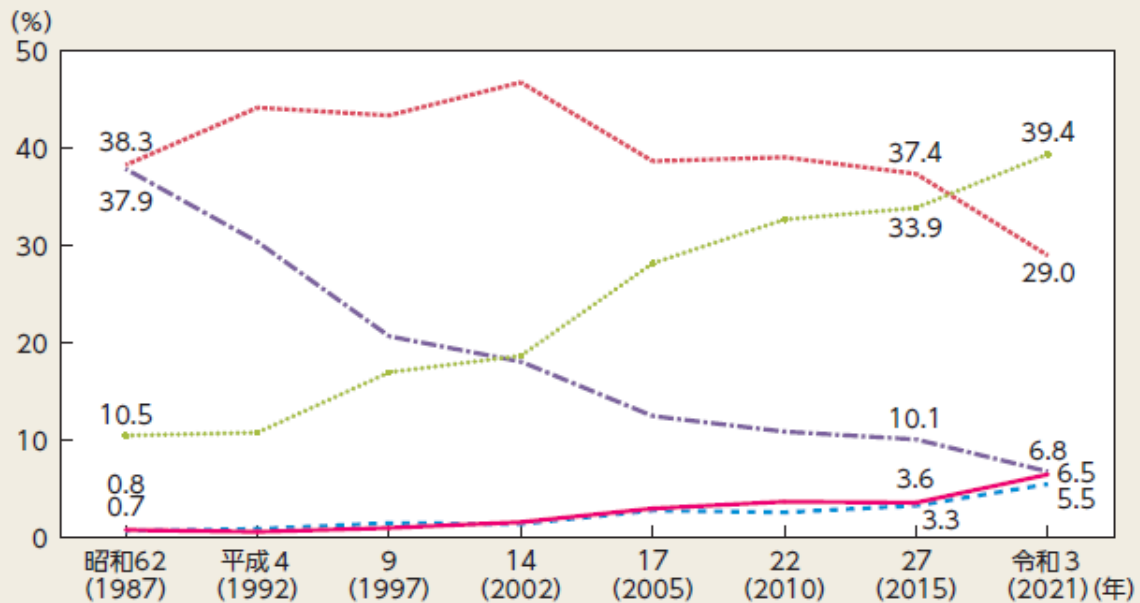


- (備考) 1. 昭和60（1985）年から平成13（2001）年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14（2002）年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、平成29（2017）年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30（2018）年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む）かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22（2010）年及び23（2011）年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 労働力調査では令和4（2022）年1月分結果から算出の基礎となるベンチマーク人口を令和2（2020）年国勢調査結果を基準とする推計人口に切り替えた。当グラフでは、過去数値について新基準切り替え以前の既公表値を使用している。

## 未婚女性（18～34歳）の理想



## 将来のパートナーに対する未婚男性（18～34歳）の期待



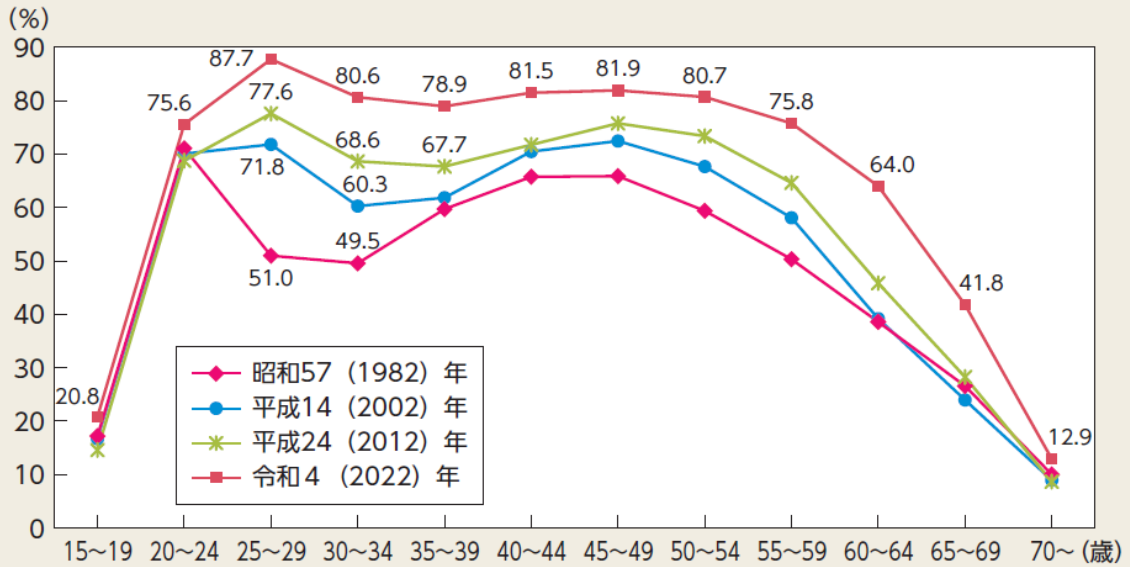
— 非婚就業コース    - - - DINKsコース    ..... 両立コース    - · - 再就職コース    - - - 専業主婦コース

(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」より作成。  
 2. 対象は18～34歳の未婚者。その他及び不詳の割合は省略。

仕事と家庭の両立コースが年々上昇、非婚就業や子どもを持たないDINKsコースも上昇

※DINKsとは子どもを持たない二人暮らし(Double Income No Kids)

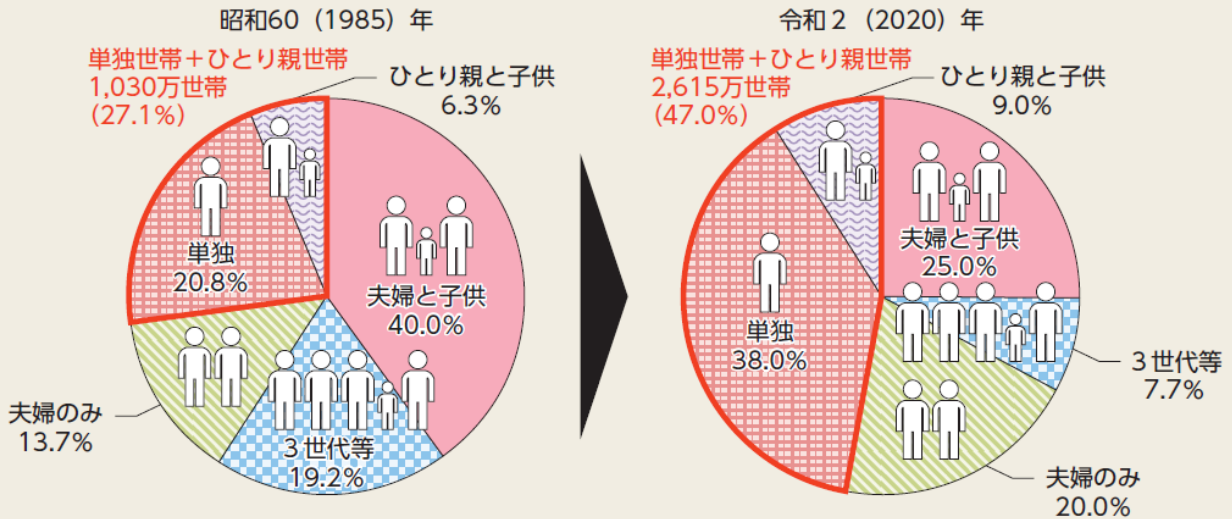
### 特-3図 女性の年齢階級別労働力人口比率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査 (基本集計)」より作成。  
 2. 労働力人口比率は、「労働力人口 (就業者+完全失業者)」 / 「15歳以上人口」 × 100。

結婚や出産を経験しても継続して働く傾向が強まり、M字カーブは改善。

### 家族の姿の変化

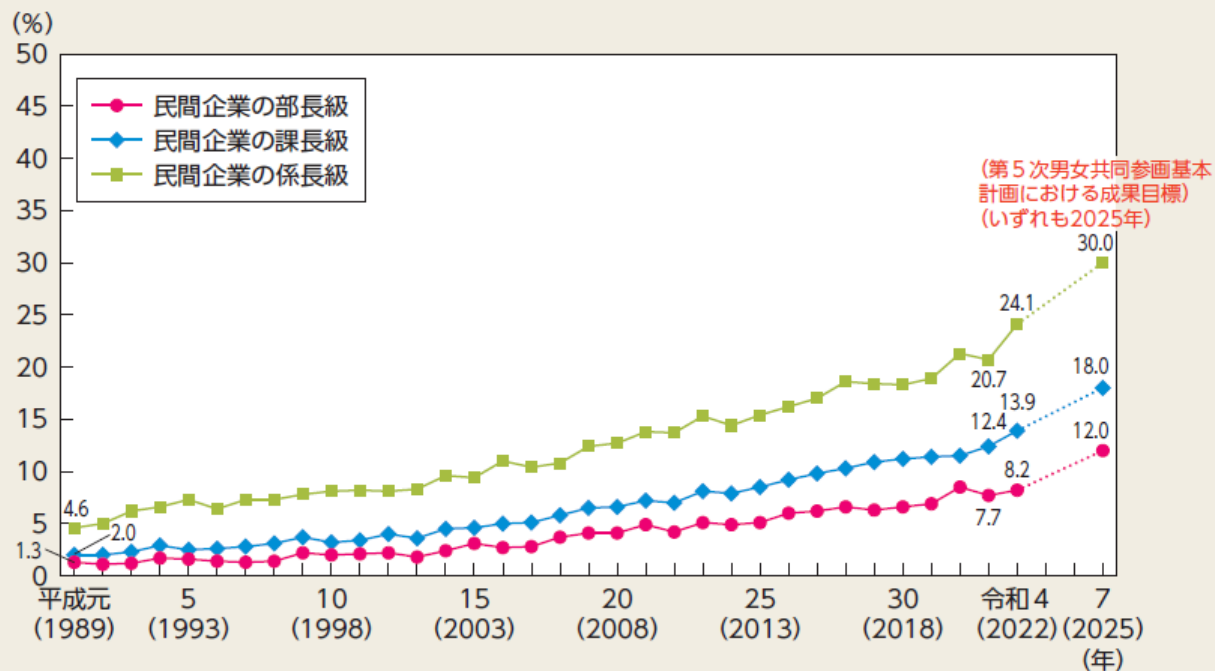


(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。  
 2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。  
 3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

核家族化が進み、3世代同居が減少、単独世帯とひとり親世帯が5割に迫る。

## 1-14図 民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合の推移

○常用労働者100人以上を雇用する企業の労働者のうち役職者に占める女性の割合を役職別に見ると、上位の役職ほど女性の割合が低く、令和4（2022）年は、係長級24.1%、課長級13.9%、部長級8.2%。



(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。

2. 令和2（2020）年から、調査対象が変更となり、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計しているが、令和元（2019）年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出した。

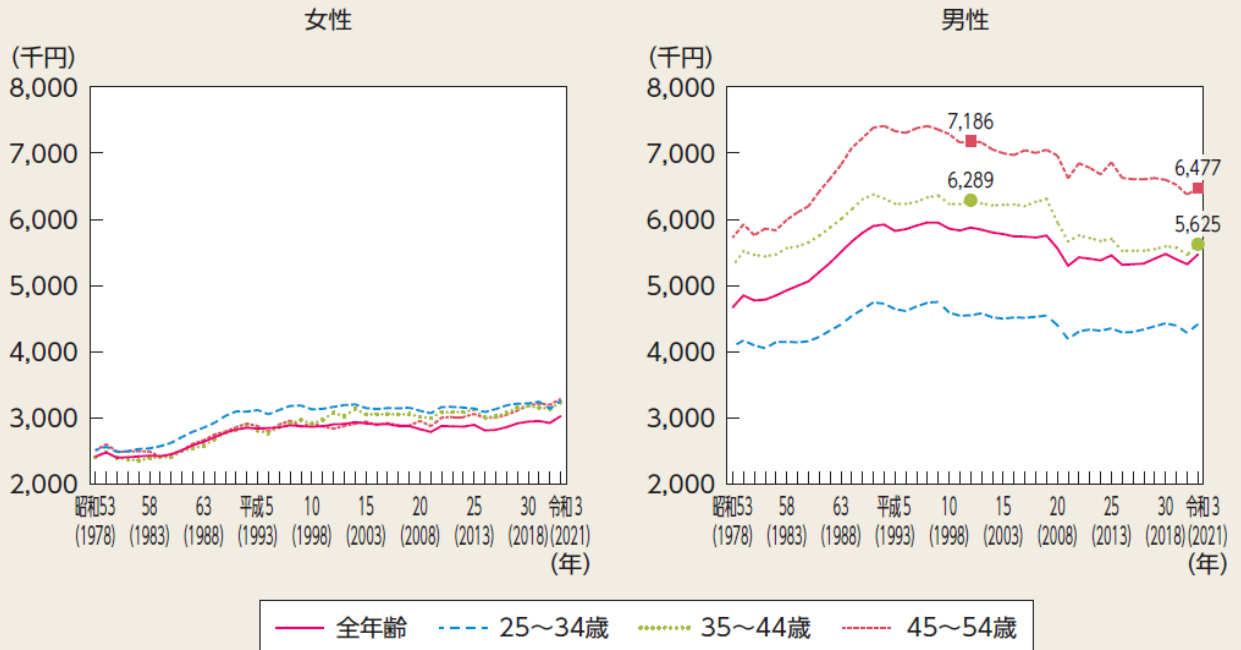
3. 常用労働者の定義は、平成29（2017）年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30（2018）年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。

4. 令和2（2020）年から推計方法が変更されている。

5. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いをしていたところ、平成31（2019）年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

事業所では徐々に女性の役職登用が増加している。

## 特-4図 平均給与（実質）の推移（男女別、年齢階級別）

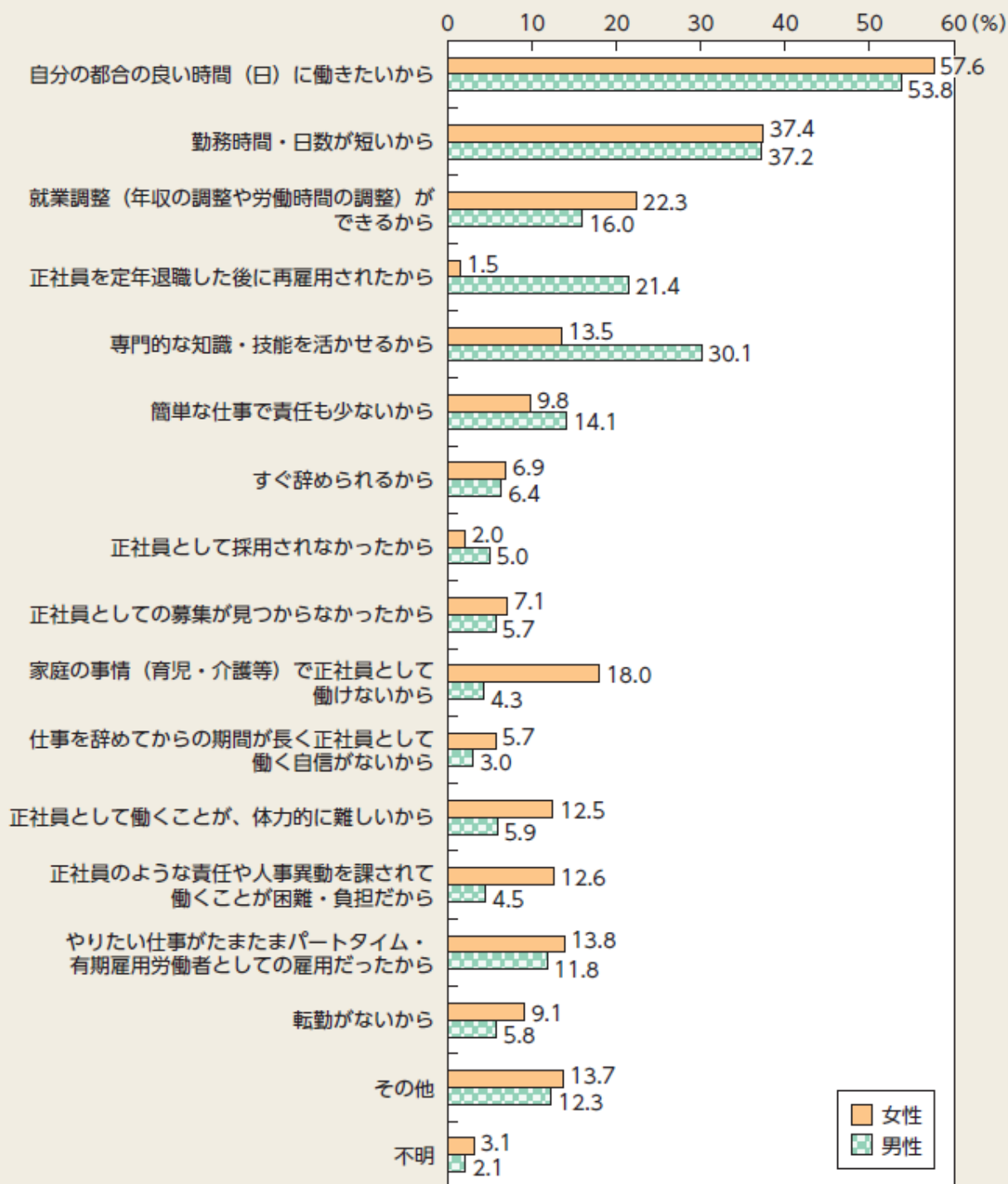


- (備考)
1. 国税庁「民間給与実態調査」より作成。
  2. 1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与を令和2（2020）年基準の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で補正して作成。
  3. 平均給与は、給与支給総額を給与所得者数で除したものの。
  4. 給与支給総額は、各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。

男性は年齢とともに給与が上昇しているが、女性は若年層の給与が高い逆転現象と、経済情勢に大きく影響を受けず、300万円を超えない年収の壁の影響が見られる。



## 特-16図 現在の就業形態を選んだ理由 (パートタイム)



(備考) 1. 厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」より作成。

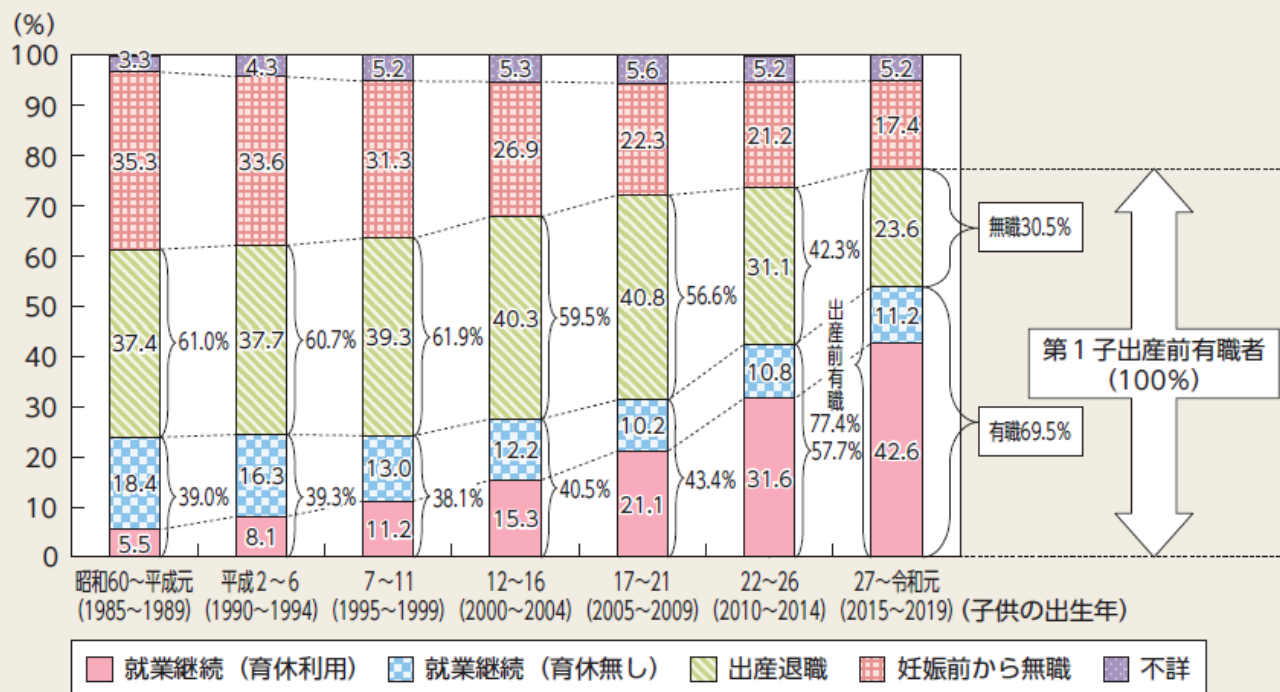
2. 複数回答。

3. パートタイムは、「無期雇用パートタイム」、「有期雇用パートタイム」の就業形態の労働者をいう。

パートタイムを選ぶ女性の理由としては、勤務時間の調整ができることが上位であり、男性と比べ、育児や介護等の家庭の事情の割合が高いことが特徴的。

## 2-5図 子供の出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

○第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成27（2015）から令和元（2019）年に第1子を出産した女性では69.5%。

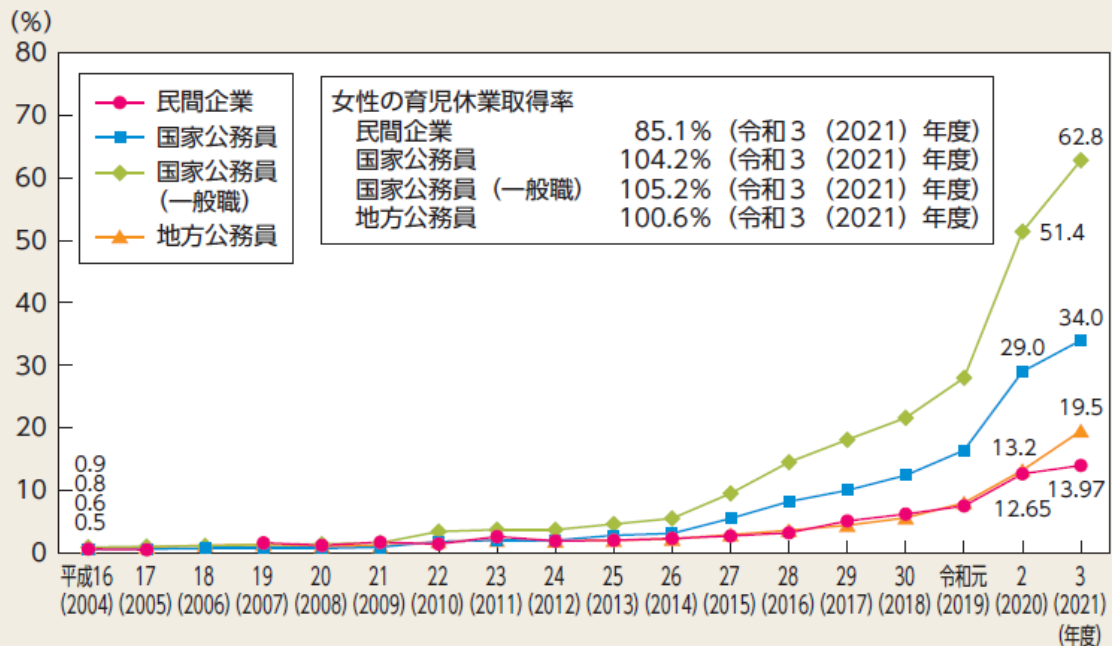


- (備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（夫婦調査）」より作成。  
 2. 第12~16回調査を合わせて集計。対象は第15回以前は妻の年齢50歳未満、第16回は妻が50歳未満で結婚し、妻の調査時年齢55歳未満の初婚どうしの夫婦。第1子が1歳以上15歳未満の夫婦について集計。  
 3. 出産前後の就業経歴  
 就業継続（育休利用）—妊娠判明時就業～育児休業取得～子供1歳時就業  
 就業継続（育休無し）—妊娠判明時就業～育児休業取得無し～子供1歳時就業  
 出産退職 —妊娠判明時就業～子供1歳時無職  
 妊娠前から無職 —妊娠判明時無職  
 4. 「妊娠前から無職」には、子供1歳時に就業しているケースを含む。育児休業制度の利用有無が不詳のケースは「育休無し」に含めている。

育児休業の取得率が大幅に上昇し、出産後に退職する割合が低下。

## 2-6図 男性の育児休業取得率の推移

○近年、男性の育児休業取得率は上昇しており、令和3（2021）年度では、民間企業が13.97%、国家公務員が34.0%（一般職62.8%）、地方公務員が19.5%。



- (備考) 1. 国家公務員は、平成21（2009）年度までは総務省・人事院「女性国家公務員の採用・登用の拡大状況等のフォローアップの実施結果」、平成22（2010）年度から24（2012）年度は「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」、平成25（2013）年度は内閣官房内閣人事局・人事院「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、平成26（2014）年度から令和2（2020）年度は内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ」、令和3（2021）年度は内閣官房内閣人事局「国家公務員の育児休業等の取得状況のフォローアップ及び男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の1か月以上取得促進に係るフォローアップについて」より作成。
2. 国家公務員（一般職）は、人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査」及び人事院「年次報告書」より作成。なお、調査対象は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）が適用される一般職の国家公務員で、行政執行法人職員を含み、自衛官など防衛省の特別職国家公務員は含まない。
3. 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。
4. 民間企業は厚生労働省「雇用均等基本調査（女性雇用管理基本調査）」より作成。
5. 国家公務員の育児休業取得率について、令和2（2020）年度以前は、当該年度中に新たに育児休業が可能となった職員数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。令和3（2021）年度は、当該年度中に子が生まれた職員（育児休業の対象職員に限る。）の数に対する当該年度中に新たに育児休業をした職員数の割合。

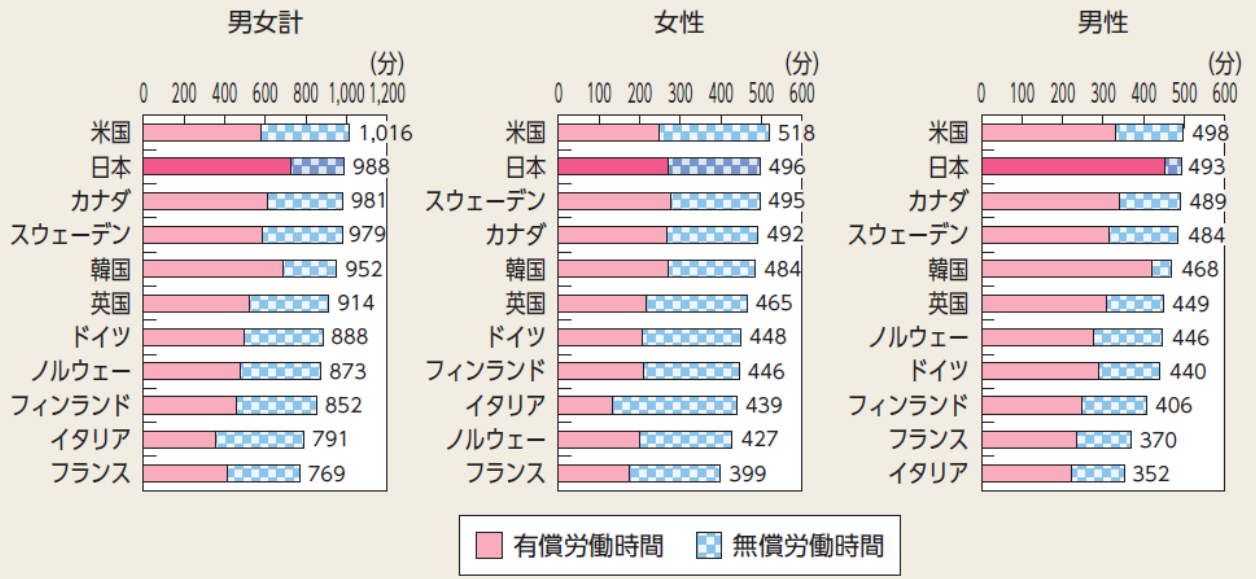
## こども未来戦略方針(令和5年6月13日閣議決定)

(男性の育児休業取得率の目標)

2025年 公務員85%(1週間以上の取得率)、民間50%  
 2030年 公務員85%(2週間以上の取得率)、民間85%  
 (参考)民間の直近の取得率:女性85.1%、男性13.97%

こども  
まんなか

(図1) 労働時間の国際比較



- (備考) 1. OECD 'Balancing paid work, unpaid work and leisure (2021)' より作成。  
 2. ここでの労働時間は、有償労働時間と無償労働時間の合計。  
 3. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間、無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。  
 4. 「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。  
 5. 日本は平成28(2016)年、韓国は平成26(2014)年、英国は平成26(2014)年、フランスは平成21(2009)年、米国は令和元(2019)年、ドイツは平成24(2012)年、ノルウェーは平成22(2010)年、スウェーデンは平成22(2010)年、カナダは平成27(2015)年、フィンランドは平成21(2009)年、イタリアは平成25(2013)年の数値。

男性の有償労働時間が特徴的に高い国は、日本と韓国

参考「世界の国々の合計特殊出生率」

出典:米国CIA「The World Fact Book」2023推計

215位 日本 1.39  
 226位 韓国 1.11  
 227位 台湾 1.09 最下位

102位 フランス 2.02  
 114位 アイスランド 1.95

OECDで労働時間最短  
 ジェンダーギャップ指数1位

1位 ニジェール 6.73  
 2位 アンゴラ 5.76